陳情番号	陳情第２号
件名	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情
受付年月日	令和５年１月２４日
回付委員会	総務委員会

（陳情要旨）

２０１７年１２月７日、緑ヶ丘保育園においてＣＨ－５３Ｅ米軍ヘリコプターのプラスチック部品落下事故が起きた。沖縄県警は米軍ヘリからの落下物である可能性を否定するものでもないと発表した。落下物が見つかったのは、子どもたちが遊ぶ園庭から僅か５０センチのところであった。直径８センチ、長さ１０センチ、重さ２１３グラムの部品が子どもたちに当たっていたらと思うと、大変恐ろしい。同年１２月１３日には、普天間第二小学校の運動場に米軍ヘリの重さ７．７キロの窓枠の落下事故があり、落下の衝撃によって跳ねた小石が授業中の児童１人に当たり軽傷を負わせた。これ以後、児童たちは米軍機が接近するたびに避難をし、思う存分遊んだり学んだりすることが難しくなった。２０２１年１１月２３日には、米軍機から水筒が落下し宜野湾市野嵩の住宅街の民家の玄関先で見つかった。これらの事故は、宜野湾市の市民の生命を脅かすものである。

日米両政府は普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意しているが、実際には場周経路を外れた飛行が常態化している。沖縄防衛局は気象条件などで場周経路外を飛ぶこともあると説明するが、保育園や小学校への送迎時には、毎日といってよいほどＣＨ－５３Ｅやオスプレイが上空を飛ぶ姿を目撃する。落下物だけではなく低空飛行や騒音も子どもたちの生活を脅かしている。緑ヶ丘保育園の子どもたちは、昼寝の時間を妨げられたり、おやつを食べながら耳を塞ぐことが日常になっており、普天間第二小の校庭には避難小屋が設けられた。しかし、子どもを守るということは、米軍機の危険から子どもたち自身が避難するというような現実自体を変えることなのではないか。

また、沖縄の米軍基地周辺では、かねてからＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）による水の汚染が問題となってきた。２０２２年８月の市民グループによる土壌調査によって、普天間第二小の敷地から米国基準の２９倍に達するＰＦＡＳが検出された。調査された３地点のうち学校裏にある排水溝近くからは１キログラム当たり１，７００ナノグラム、運動場のバックネット裏付近からは１，０００ナノグラムの濃度のＰＦＡＳが検出されている。ＰＦＡＳの健康被害についてはまだ分かっていないことが多く、日本では土壌の基準値の設定すらされていない。このような状況の中、小学校の敷地から高い数値でＰＦＡＳが検出されたことを私たち保護者は大変不安に感じている。

２０１７年の落下物事故の後、当時の緑ヶ丘保育園の保護者及び保育者はチーム緑ヶ丘１２０７を結成し、１２万筆の署名を集め、内閣府、防衛省、外務省に対し、事故の原因究明とそれまでの飛行禁止、園上空の飛行禁止を要請した。その後も、沖縄県、宜野湾市、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所などを繰り返し訪れ、子どもたちがさらされている危険を訴えてきたが、事故から５年がたつ現在も、子どもの命が守られるための改善が行われているとは言い難い。普天間飛行場では、騒音が大きい外来の固定翼機の飛来が増えている。２０１７年度の発着が２３６回だったのに対し、２０１８年度は１，５２０回、２０１９年度は２，６７８回で、負担は増大するばかりである。また、コロナ禍以降、窓を開けての換気が必要で、子どもたちはすさまじい騒音にさらされている。

２０２２年には小学校の土壌がＰＦＡＳで汚染されていることが明らかになった。私たち保護者は、従来から訴えてきた空の安全が守られないだけではなく、水や土の安全も脅かされている現在の状況を許容することはできない。

普天間の子どもたちが置かれている状況は、日本国憲法が保障する法の下の平等及び差別の禁止に反するものである。しかし、宜野湾市、沖縄県という自治体からの声だけでは状況を動かすことができない。

以上のことから、下記の事項について国、衆議院及び参議院に対して意見書を提出するよう陳情する。

記

１　普天間小学校、普天間第二小学校及び緑ヶ丘保育園の上空の米軍機飛行禁止。

２　日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びＰＦＡＳ汚染特定箇所の土壌の入れ替えを行うこと。

３　普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること。

（意見書案文掲載略）

結果	令和５年３月２３日　内容を了知する。